

マルクス・レーニン主義通信

月刊1部200円

共産主義者同盟(全国委)
マルクス・レーニン主義派
編集発行人 目黒安雄
横浜港南郵便局私書箱16号
振替 横浜 9-3719

「天皇在位60年」式典に反対せよ

式典が予定されている四月二十九日を前にして、「天皇在位六〇年」キャンペーンが一段と強まっている。先進的労働者は、「在位六〇年」キャンペーン——天皇前面化攻撃の本質を見定め、これを粉砕していく闘いを強化しなければならぬ。

中曽根の国会答弁弾劾

三月八日の衆院予算委員会で、中曽根は、共産党の正森成二に対して次のような答弁を行った。

「天皇はあくまで、平和主義者で、戦争回避のため、全面的に努力しました」

「終戦に際しても天皇の英断によって終戦がもたらされた」

「『在位六十年』を祝うのは、もっとも自然な感情であって、それに逆らうということは、不自然であるといまでも固く信じています。全国民もそのとおりであると考えていると思う」

「国が滅亡するという危機にひんしては、聖断を発し、それで今日の日本がありうるのだ。そういう、国民の大多数の考えを無視して、あえて異を立つるといふ者は、国家を転

覆するという気持を持っているという人ではないと出てこないのかとすね、私は疑います」

「大多数の、九九%の国民、九九%に近い国民はやはり二千年近い伝統と文化をもっている日本および天皇中心に生きてきた日本のこの歴史と、われわれの生活を守っていきこうと考えている。戦争に勝っても負けても一貫して流れてきている民族の大きな流れです。私はその流れを大事にしてきているがゆえに、今日の日本の繁栄があると思っている」

「日本がもし、マルクス共産主義に支配されていけば、どこかの衛星国になっていたのではないか」

これらは一から十までデタラメである。

第一に、天皇が「平和主義者」だと言うのか。天皇ヒロヒトこそ最大の戦犯に他ならない。

一九三一年の「満州事変」に際してヒロヒトは、「関東軍の将兵は果敢神速寡克衆を制し速に之を討つ(さんとう)せり」と、其忠烈を嘉(よみ)す」とほめたたえた。また、三七年の蘆溝橋事件に際しては、「重点に兵を集め大打撃を加へたる上にて……支那をして反省せしむるの方策なきや」と軍部を督促し、南京大虐殺を「勇猛果敢なる追撃を行ひ速に首都南京を陥れたることは深く満足に思う」と賞賛している。さらに、四一年の対米英開戦は、天皇の下での「御前会議」において決定されたのであった。

しかも天皇ヒロヒトは、戦争責任について、今日に至るも「言葉のフヤ」とか「文学方面のこと」とかとして居直っているのだ。これが「平和主義者」なのか。

第二に、「天皇の英断による終戦」についてである。

天皇ヒロヒトは、敗戦必至となった一九四五年二月においても、「もう一度戦果をあげてから」と降伏をひきのぼした。それ以降、沖繩戦をはじめとして多くの人民が犠牲となり、敗戦後の極東軍事裁判時にはまた、「アメリカが沖繩を初め琉球の他の諸島を軍事占領し続けることを希望している」(四七年)とGHQに言明している。労働者人民を犠牲

にした自らの地位の護持、これが「英断」の中身なのである。

第三に、「九九%の国民が天皇支持」、「式典を祝うのは自然な感情」などというのは、新聞社の誘導的な世論調査から見てもまったくのウソである。例えば、朝日新聞社の世論調査では、「今の皇室に親しみを持っている」が五一%であり、「政府の式典は当然だ」が四一%でしかない(四月七日付「朝日」)。

第四に、「天皇を大事にしてきたがゆえの今日の日本の繁栄」のデマである。これはこじつけでしかない。そもそも「今日の日本の繁栄」とは何か。内外の労働者人民の搾取・収奪による独占資本の肥大化、寄生国化であり、「ソ連の脅威」というデマゴギッシュな排外主義を煽った軍事大国化、内外の労働者人民の抑圧の強化に他ならない。

そして第五に、以上のデタラメに異を唱えるのは「国家を転覆する者」——非国民だ、と言うのだ。

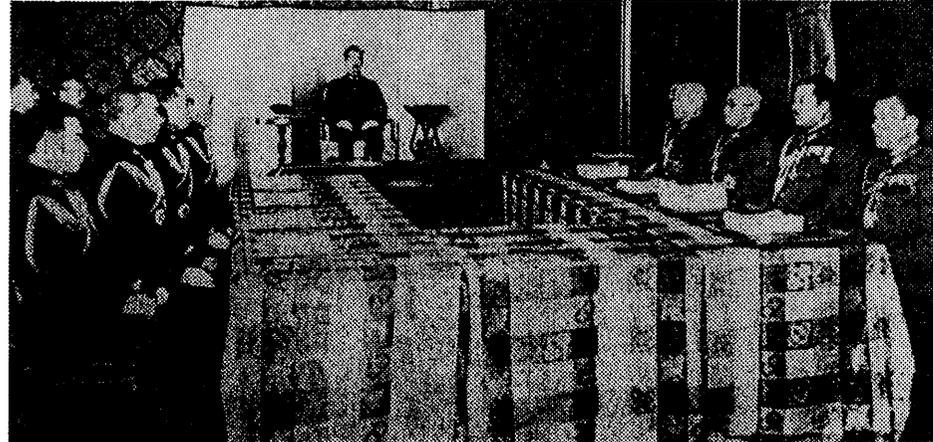
中曽根は一方で天皇は「平和主義者」だと言う。だが、中曽根が唱える「政治大国」「国際国家」の「象徴」として必要なのは、それと矛盾する民族主義者、国家主義者としての天皇ではないか(そのためには、戦前の憲法のような天皇の地位がふさわしく、ここから改憲の衝動が生まれる)。この矛盾は、ブルジョアジー内における支配の自由主義的方法と暴力的方法との対立を反映したものであることを確認しておかなければならない。

反動的天皇主義の粉砕を

一八八九年二月一日に発布された「大日本帝国憲法」は、「大日本帝国ハ万世一系ノ

本号の内容

- 八六春闘を最後まで闘い抜け // 2頁
- 重大局面迎える国鉄分割・民営化 // 4頁
- 構造的改革派を批判する(3) // 5頁
- 新たな段階に入った外登法反対闘争 // 6頁
- 日本資本主義の混迷と再編(2) // 7頁
- フランス総選挙が示したもの // 8頁



対米英開戦をはじめ、天皇の下で国の最高方針を決定した「御前会議」

「管理春闘」を突破し 社会主義的労働運動の創出を

悪化する労働者の状態

●押さえられる労働者の賃金●
春闘が連敗を続けるなかで、労働者の実質賃金は、ほとんど伸びていない。

実質賃金の伸びは八二年度には二・一％、八三年度二・六％、八四年度四・八％であった。昨年度は春闘での主要企業の賃上げが五・〇％であり、労働者全体ではこれより低くなるであろう。これから物価上昇分（政府見通しで二・八％アップ）を引けば八四年度を下まわる伸びになることはまちがいない。

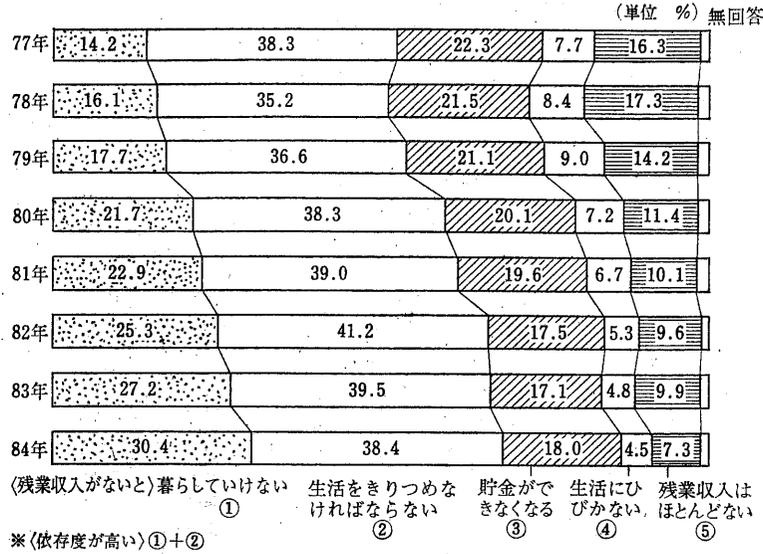
製造業の労働者の所定内賃金についてみれば、昨年六月時点で、前年に比べて三・二％の増加でしかなかったことが、労働省の「賃金構造基本統計調査」の速報で発表されている。

課税最低限の据え置き、社会保険料の引き上げによって、手取り収入もほとんど増えない。七五年からの十年間でやっと七・九％伸びたに過ぎない。（表2から計算）
手取り収入が伸び悩むなかで、消費支出も

表1 GNP、賃金、失業、倒産の推移

年	A		B		完全失業率(%)	企業倒産件数
	GNP対前年比(%)	実質賃金対前年比(%)	実質賃金対前年比(%)	倒産率(%)		
1970	9.9	8.7	-1.2	1.1	9,765	
1971	4.7	8.1	3.4	1.2	9,206	
1972	9.0	11.0	2.0	1.4	7,139	
1973	8.8	8.7	-0.1	1.3	8,202	
1974	-1.2	2.2	3.4	1.4	11,681	
1975	2.4	2.7	0.3	1.9	12,606	
1976	5.3	2.9	-2.4	2.0	15,641	
1977	5.3	0.5	-4.8	2.0	18,471	
1978	5.1	2.5	-2.6	2.2	15,875	
1979	5.2	2.3	-2.9	2.1	16,030	
1980	4.8	-1.6	-6.4	2.0	17,884	
1981	4.0	0.4	-3.6	2.2	17,610	
1982	3.3	1.7	-1.6	2.4	17,122	
1983	3.4	1.6	-1.8	2.6	19,155	
1984	5.8	2.3	-3.5	2.7	20,841	

図1 残業収入依存度の推移



同じように低迷しているが、そのうちで食費は八三年、八四年には実質伸び率でそれぞれマイナス〇・五、マイナス一・三％となっていることが昨年の「国民生活白書」でも明らかにされている。このことは、労働者の栄養状態の悪化を示しているといえるであろう。

以上のような労働者の賃金の状態を見るなら、「昨年実績並み」やそれ以下という賃上げでとても労働者の状態は改善されないことは、全く明らかである。それどころか、実質的な賃下げでしかないであろう。

●搾取強化で太る資本●
一方で、資本家の富は確実に増えている。八四年度の全企業（金融、保険業をのぞく）の売上高、経常利益は、ともに史上最高を記録した。経常利益は二桁台の二一・八％増である。

主要企業（注参照）の内部留保を見ても、八四年度は前年比二〇・八％の伸びを示し、七六年から八四年までの間に二倍以上になっているのである。

資本は、「生産性基準原理」をかかげて賃

表3 製造業、規模別1人平均月間実労働時間数の推移

年	総実労働時間				所定外労働時間		
	500人以上	100~499	30~99	5~29	500人以上	100~499	30~99
1980	176.0	176.3	182.9	184.4	20.0	15.5	13.3
81	175.6	175.4	182.0	182.2	19.5	15.1	13.1
82	174.1	176.0	181.6	182.1	18.2	15.0	12.9
83	174.8	177.4	182.5	183.0	18.7	15.9	13.6
84	178.2	179.2	184.6	184.4	21.4	17.6	14.9

資料：労働省「毎月勤労統計調査」
(注) 抽出替えによるギャップは修正されていない。

表2 可処分所得の推移

年	可処分所得	
	名目	実質
1970年	15.3	7.1
73	19.1	6.6
74	24.4	-0.1
75	14.7	2.6
76	8.3	-0.9
77	9.8	1.6
78	5.4	1.5
79	6.1	2.4
80	6.5	-1.4
81	3.8	-1.0
82	5.8	3.0
83	2.6	0.7
84	4.4	2.2

金抑制攻撃を続けてきた。この十年間に、労働生産性が一・五四倍（実質GNPは一・五一倍）になったのに、実質賃金が一・二三倍にしかなっていないことは、労働者が作りだした富が資本家階級のポケットにころがりこんだことを示している。（表1より計算）

さらに、資本は婦人労働者・パート労働者などの低賃金労働者を引き入れて、労働者にかかる費用を低下させた。

七五年には、非農業部門での婦人労働者の賃金は、男子の四四・二％だったが、八四年には四八・二％に拡大している。工業部門に限っても、五七・二％でしかない（ILO賃金格差調査）。昨年の「パート労働白書」によると、この十年間に女子パート労働者は約二倍の三二八万人、パート労働者の七割になっている。一時間当たりの賃金は、五七二円で、女子一般労働者の七六五円を大幅に下回っている。

このような賃金抑制攻撃にとどまらず、資本はさまざまなしかたで労働者にたいする搾取を強化してきている。

まず、残業の増大である。労働者一人当たりの年間実労働時間は、七五年以来着実に上昇している。七五年には二〇六四時間まで下がって以降、徐々にではあれ伸びてきて、八四年には二一六時間になっている。

これを月平均で見ると、一八〇時間前後になる。このうち、残業は一五時間から二〇時間である。（表3参照）これは、あくまで平均であって、職種などによっては、もっと長い残業をしているのである。

コンピュータ従業者は、月平均四五時間の残業をしている。（日経マクロウヒル社の調査）

電気労連の調査した労働者は、平均して八三年二九・九時間、八四年三三・九時間の残業をしたことが明らかになっている。残業時間が四〇時間以上の労働者の割合は、八三年二七・〇％、八四年三六・九％にのぼっている。

その残業収入に頼らなければ、生活を維持していけない労働者の割合は、年々高まり、八四年には七割近いのである。（図1参照）このようなことが、一定の景気の回復があったまにその時に起こったのである。

週休二日制の普及の伸びも鈍っている。かつ企業規模の違いによる格差も存在している。千人以上の企業では九六・七％の企業でなんらかの週休二日制をとっているが、三〇人から九九人の企業では四四・六％と半数に満たないのである。

労働時間の延長に比例して、労働者の寿命

は縮まるのであり、残業はそれだけ自分の労働力を安売りすることに他ならない。労働者は、自分の解放闘争能力を高めるためにも、労働者全体の時短をかちとらなければならぬ。労働日の制限は「それがなくては解放を求め他のいっさいの努力が挫折せざるをえない予備条件」とした第一インター・ジュネーブ大会の宣言は一二〇年後の今日でも真理である。

労働密度も強まっている。それは、重大な労災が、件数、死傷者数ともに全然減っていないことにも示されている。死傷者や死亡者は、わずかづつでも増えているのだ。

このような搾取の強化によって増大した剰余価値はすべて資本家階級のポケットにねじこまれるのである。

失業者も増加している。ME化やOAの進展は、中高年層の排除や高卒女子の採用数の低下として結果した。完全失業率も増大の一途をたどっている。八〇年には二・〇％、一一四万人であったものが、八四年には二・七％、一六一万人となった。特に昨年末の二カ月には、一九五三年の調査開始以来最悪の二・九％を記録するに至った。

円高による経済成長の鈍化は労働者にしわよせされようとしている。労働省が昨年一〇一二期の常用労働者三〇人以上の約四一〇〇事業所について調べたところによると、「円高で生産量が減った」「合理化により生産量は変わらない」と答えた事業所（製造業の二七％）のうち、四五％は何らかの雇用対策をした（三月八日付「朝日」）。「雇用対策」とは、「残業規制、労働時間の短縮が多く、中途採用削減・停止がそれに次いでおり、希望退職者の募集、解雇もわずかながらあった」（同）という。鉄鋼・造船業では、賃上げは極度に押さえられるとともに、各社軒並みの首切り合理化計画が打ち出されている。（前号参照）

以上のように、資本主義は、労働者にとっては生活の不確かさと失業、搾取と圧迫の強まり以外の何物でもないのである。

まず言えることは、それが労働者に最悪の結果をもたらすことをいくらでも弱めようとするためには、労働者の実力による闘争しかないということである。

さらに、一定の景気回復期にさえ一方には富を、他方には貧困をという事態が進行してきたことは、次のことを示してはいないだろうか。すなわち、労働者の状態を根本的に改善するためには、ブルジョアジーを収奪し、資本主義制度を廃絶することが不可欠であることを。

●日帝の債権国化と今春闘●

日本資本主義は、過剰化した資本を国外に輸出し、国外の労働者にたいする搾取・収奪を強めるとともに、債権国化を深めてきた。GNPでは、世界の二割を占めるに至っている。

資本輸出の大きさを示す長期資本収支の赤字は、前の年の三割多い六四八億ドル（一五兆三千億円弱）になっている。また投資収益の流入の増加によって、貿易外収支の赤字幅は縮小している。投資収益は八三年度は三二億ドル、昨年度は六八億ドルの黒字を出しているのである。

これらの事態は日帝の腐朽性、寄生性の深まりの程度を示している。それは、内外にわたる労働者を搾取・収奪のくびきにつなぎとめておくためにも、他の帝国主義列強との競争に打ち勝つためにも、軍事大國化、政治的・反動の強化をもたらしている。

それゆえに、今春闘における労働者の闘争は経済的要求のための闘争と結びつけて、政治的反動化との闘争を遂行する必要があるのである。

さきにも、労働者の状態の根本的改善のためには、ブルジョアジーを収奪する必要があると述べた。これを実現するためにも、政府との闘争は重要である。なぜなら、政府はブルジョアジーの収奪めざすプロレタリアートの階級闘争にたいするブルジョアジーの抑圧政治的反抗を組織する道具という本質をむきだしにしつつあるからである。

日帝の資本輸出の増大、債権国化の強まりは、日本の社会に全体として寄生性と腐朽の刻印をきざみつける。労働運動にも反映せざるをえない。労働者の内部の格差の進行もその一例であろう。以下に述べる春闘の過程にも反映している。

低額回答を甘受するJIC

金属労協（IMF・JC）への賃上げ集中回答が九日行われ、各業種とも春闘史上最低の賃上げ率となった。

鉄鋼は、六五〇〇円（二・六六％）で、額にして昨年より二六〇〇円低い。

造船重機は、三菱重工と住友重機が六五〇〇円、石井、川崎重工、日本鋼管が五四〇〇円、三井、日立はベアゼロと三極分解した。自動車は、トヨタが一〇八〇〇円、日産が一〇三〇〇円。

電機は、四・八五％となっている。

回答に対して、JC戦術委員会は、「情勢悪化のもとで、それぞれが相互に精いっぱい努力しあったものとして受け止める」との「見解」を発表した。

「精いっぱい努力し」と言うのか。ふざけるでない。鉄鋼は資本の提示に百円五二枚トヨタでは五百円上づみしただけである。電機は、ストのポーズをとったが、四月三日の時点で、歯止めを昨年以下の五％に引き下げ、回答の受け入れ準備をしている。造船にいたっては、「集中決戦」のかけごえとは裏腹に、造船の統一回答すら獲得できず、三井、日立の指導部は自ら賃上げ要求を放棄したのであった。

ブルジョア組合主義者の言う「精いっぱい努力」とは、労資協調を、資本の言い分を貫くための努力であり、賃金抑制のための努力なのである。

JICの史上最底の回答によって、春闘十二連敗の気配は濃厚となった。ストを設定した私鉄にしても、昨年大手十三社の平均一二五〇〇円（五・七一％）に百円玉を何枚上づみするかというところにおちつきつつあるのだ。

指導部の責任を追及せよ

独占資本が肥え太り、労働者の生活が悪化していること、にもかかわらず、ブルジョア組合主義者は「資本の労働副官」として、賃金抑制に協力していること、を見てきた。労資協調による「管理春闘」を突破することは、ますます切実なものとなってきている。

組合指導部は、いったい何と云ってきたのか。

「賃上げによる内需拡大を」と唱え、政府や独占資本もそれを望んでいるところあることに口にしてきた。また、「今年の春闘では労働組合の存在理由が問われている」という言葉をはいた。これらのことに責任をとってもらわなければならない。

まだ決着していない労働者は、要求獲得のために実力闘争を貫徹し、もって、指導部に言葉どおりの実行を迫る必要がある。

指導部の労資協調主義によって要求がかちとれなかった労働者は、指導部の責任を徹底して追及しなければならない。ブルジョア組合主義者、改良主義者と断固として闘い、一掃することなくしては、「管理春闘」の打破はありえないことを、肝に銘じる必要がある。彼らは、「労働組合の存在理由が問われている」そのときに、独占資本の言い分を労働者におしつけることしかできないということをし、自ら暴露してくれたのだ。彼らが労働組合を牛耳っているかぎり、労働組合は労働者の生活を守るものたりえない。

そして、ブルジョア組合主義者、改良主義者を一掃するということが、個別の組合だけの問題でないことは、言うまでもないことである。彼らとの闘いは、労働者の階級的団結を強めるものとして、遂行されなければならないのである。労働者の組織率を低下させてきた最大の原因は、彼らが労働組合を無力なものとし、労働者の組合不信を増大させてきたことに他ならない。

さらに、労働者は、組合運動にとどまっているわけにはいかない。組合運動によって賃上げをかちとったとしても、資本家はそれを回収する術を心得ている。労働組合に賃金制度そのものを廃止する力はないのである。労働者の闘いを、一つの階級の運動へと、労働者政党の運動へと高めあげることによって、それは可能となる。ブルジョア組合主義者、改良主義者との闘争を、労働運動を社会主義と、労働組合を党と、結びつけるものへと発展させなければならないのである。

先進的労働者は、労働組合に自らを組織するにとどまらず、自らを党に組織せよ！

重大局面迎える国鉄分割・民営化

国鉄の分割・民営化とは、大量の国鉄労働者の首を切り、一定の戦闘性を保持してきた国鉄労働運動を完全に解体し、国鉄の累積赤字の負担を労働者大衆におしつけ、もって独占資本の利益を保障せんとするものに他ならない。

国鉄当局の動労千葉への再処分攻撃、当局のお先棒をかつぐ動労松崎の転向声明ともいえる発言、国労拡大中央委員会における分割・民営化攻撃への屈服姿勢、といったこの間の動き、また、政府の国鉄法案は、このことを如実にものがたっている。

動労千葉処分攻撃を許すな

分割・民営化の攻撃に対し、戦闘的に闘う動労千葉への不当処分攻撃が、またしてもしかけられた。

三月一四日、国鉄当局は、二月一五日にストライキを行った動労千葉に対して、解雇八人、停職三一人、減給二三人、総計二七二人という大量の不当処分を通告した。昨年一月の第一波ストライキに対する二〇〇人の不当処分(一月二八日)と合わせると、三九二人にのぼる大処分攻撃である。それも、約一カ月半という短期間なのである。

動労千葉が、大量首切りを目的とした分割・民営化に反対し、ストライキという実力闘争をもって反撃したことは、極めて正当であり当然である。国労は、一応、分割・民営化反対を唱えるが、すでに実質的に当局に屈服し、ストライキを構えることができない。このような状況の中で、唯一ストライキで闘う動労千葉に対し集中砲火をあびせるのは、分割・民営化のねらいが、国鉄労働者のストライキを絶滅することにあることを示している。また、この集中砲火は、戦闘的に闘う動労千葉を何があっても解体せんとする攻撃に他ならないことは明らかである。

国鉄当局は、さらに、三月一八日、「昨年一月の動労のストライキで損害が生じた」として、約三五八〇万円を支払えとする損害賠償請求訴訟を起こすという攻撃を行った。これは、七五年のスト権ストで、国労・動労を相手取って起こして以来のものだ。国鉄当局は、「ストライキが政治性の強いものだったうえ、『国電ゲリラ』を誘発させる違法性の強いものだった」という判断から訴訟に踏み切ったとしている。しかし、動労千葉の水野正美副委員長が、「われわれの闘争は、分割・民営化が一方的に強行され、団交を拒否される中、生活を守るためにやむにやまれず行ったもの。公労法の前提である雇用と賃金の保障を自ら破壊しながら、われわれを違法呼ばわりするのは許さない。ストの損害は当局自身が負うべきだ。」と正当に述べているように、一切の責任は、分割・民営化を強行せんとする国鉄当局とブルジョアジーにある

のだ。

国鉄労働者は、動労千葉の戦闘的な闘い―ストライキを支持し、断固たる反撃に決起しなければならぬ。

動労・松崎の変節を弾劾せよ

戦闘的な闘いを進める動労千葉に憎悪を抱き、圧殺せんとしているのが、動労委員長の松崎である。

この松崎は、最近、屋山太郎との「鬼の動労はなぜ仏になったか」という対談(『文芸春秋』四月号)で、公然たる転向声明を行い、反労働者性、反階級性を自ら暴露した。

まず、松崎の労働貴族ぶり、労働代官ぶりを見ていこう。「たとえば三塚博さん(運輸大臣)ですけれど、あの方はフォロアアップ委員会と称して、ダダダッと遠慮なく職場に入ってくる。そこで会ってみると、実によく勉強されて、しかも信念があるんです。これじゃあ組合は勝てっこないや、という感じですよ。」「三塚さんとか橋本龍太郎さんとか、企業業の一定の人たちにお会いしてみても、……わたし自身の価値感が変わってきたところがあるんですよ。遅ればせながら、ようやく社会を見たかなという感じがします。」

三塚や橋本は、分割・民営化攻撃の急先鋒であり、国鉄労働者の大量首切りを行おうという張本人であり、そのような輩に会ってみて松崎は「価値感が変わった」「社会を見た」というのだ。これを、労働代官と言わずして何と言おうか。三塚が「遠慮なく職場に入り」「実によく勉強」しているのは、労働者のためではなく、ブルジョアジーのためなのだ。(また、松崎が意気統合した対談相手の屋山は、七二年に「国鉄解体論」を、八二年に「国鉄労使国賊論」を書いた輩で、いわば分割・民営化の水先案内人なのだ。)

それでは、松崎はどのように変わったのか。「当時(鬼の動労といわれた時―引用者)のわれわれは、理論さえ正しければ、世の中は必ず理論通りになるもんだという、イデオロギー至上主義で凝り固まっていた。何が何でもマルクス・レーニン主義だったわけですよ。ところが世の中、マルクス・レーニン主義で動いている訳でも何でもない。」「われわれはマルクス・レーニン主義には返らない。」「つまり、マルクス・レーニン主義では、世の中はまわらないというのだ。それ故、「マルクス・レーニン主義には返らない。」と。だが、労働運動と社会主義の結合をめざすことが、マルクス・レーニン主義に他ならない。「社会民主主義は労働運動と社会主義との結合である。その任務は、労働運動のそれぞれの段階でこの運動に受動的に奉仕することではなく、総体としての全運動の利害を代表し、この運動の政治的・思想的独自性を守ることである。社会民主主義から切り離された

労働運動は卑劣化し、不可避的にブルジョア性におちいる。」「(われわれの運動の緊要な任務)

松崎はこのことが理解できなかったため、「総体としての全運動の利害を代表」しえず、企業別組合という狭い枠でのみ「戦闘的」に闘ってきた。そして、みごとにブルジョア性におちいったのである。

かつて動労は「冬の時代」論(今は情勢が厳しいので闘わないが、いずれは情勢が好転し主体的力量がつけば再び闘う、というもの)をふりかざしていたが、それさえもかなぐり捨て、「マルクス・レーニン主義には返らない」と言い放ったことは決定的に重要だ。大量首切り攻撃がしかけられている現在、これと闘うことこそが労働者の利益を守ることであり(国民の立場ではなく労働者の立場に立つてはあなが)、松崎の表明は、この闘いを圧殺することに他ならないからである。

松崎は言う。「国労のやっているのは組合運動じゃなく、原則なき政治活動ですよ」「真面目に働く意志のない人には、この際、いいかげんな国労幹部とともに去っていただきたい」と。

屋山の「動労は分割も了承するのか」という問いに対して松崎は、「資本主義社会の中で生きていく上で、分割というのもそれなりの一方向だと思っただけですよ」と述べている。つまり、資本主義の延命のためには、労働者が犠牲を強いられてもかまわないというのだ。(松崎よ。分割・民営化攻撃の中で、四二人もの自殺者を生んだ責任をどうとるのだ!その中には、動労の組合員もいるのだ)

全民労協を容認し、鉄労を賛美し、分割・民営化へまい進する動労松崎は、まさに帝國主義的労働運動―「産報化」の尖兵だ。(松崎は、現在革マルとは関係ないというが、国労・民同に対して徹底的な批判を行う革マルが、動労を擁護さえしていることから、彼らが一体であることは、明らかだ。)

国鉄関連法案を葬り去れ

政府が現在国会に提出している、国鉄の分割・民営化のための九本の法案は、冒頭で述べた分割・民営化の本質をみごとに表現している。

「国鉄改革法案」と「再就職法案」は、大量の国鉄労働者の首切りを前提にしたものであり、ブルジョアジーの思い通りに労働者を選別し、新会社へ採用する、または、清算事業団へ再就職させるといふものである。

債務対策は、「清算事業団法案」「国鉄改革法案」でふれている。そもそも、債務は、独占資本の利益を保障した結果生み出されたものであるのだが、法案はそのことを隠蔽す

構造改革派を批判する(3)

日本における構造改革派の歴史

目次

- I いまなぜ構造改革派の批判か (117号)
- II 共産主義運動に占める構造改革派の位置 (118号)
- III 日本における構造改革派の歴史 (本号)
- IV 構造改革派の国家独占資本主義論
- V 構造改革派の平和革命論について

1

日本で構改理論が初めて体系だてて登場したのは、一九五八年に出版された講座『現代マルクス主義』であった。それには、長洲一、上田耕一郎、杉田正夫、井汲卓一、村田陽一、不破哲三らが執筆していた。構改理論は、六全協、ソ共二〇回大会を契機に、スターリン主義への近代主義的批判である大衆社会論の刺激を受け、形成されたと言える。

大衆社会論とは簡単に言えば、独占資本主義の技術的發展によって国民が「大衆」化し、マス・メディアに操作されることなどによって体制内化してしまっている、階級の論理では動かさず、人格的自由の回復や国民統一戦線型デモクラシーが目指されねばならないというものである。佐藤の「現段階における民主主義」(『思想』五七年八月)や上田の「大衆社会理論とマルクス主義」(『現代マルクス主義』所収)は、これの直接的影響を明らかにしている。

また、日共党章草案が発表された五十七年前後したころから、いわゆる自立—従属論争、国独論争などが開始された。党章草案は、五一年綱領にソ共二〇回大会決議を加味した民族民主革命路線であり、これに反対する最大の勢力となっていた構改派は、右の諸論争でも一方の主役を演じたのである。

もっとも、東京都委員会などではいちはやく構改路線を唱え始めたが、五八年の日共七回大会においても、その構改論は未熟な部分的なものにすぎなかった。本格的な展開は、七回大会後に発行し始めた、『現代の理論』(井汲、長洲、佐藤が編集委員で安東仁兵衛が編集担当)、『日本経済分析』(杉田、塚本太郎、今井則義らが中心)による。

構改派は、日本共産党の組織実践の総括を行わずトリアッチ主義に乗り移り、綱領を変えれば日共が生まれ変わると考えていた日和見主義者に他ならない。そして、後にわが同盟を結成した革命的学生党员的の排除にあつ

て官本主流派と結託し、党章草案の綱領部分を継続討議とした七回大会を「最も民主的」などと美化して、党中央による『現代の理論』の発刊停止をはじめとして封殺されてしまっているのである。

佐藤、石堂清倫、長洲などはすでに構改的改変論を繰り広げていたが、日共内構改派が再び行動をおこすのは、社会党の構改論争に援けられてである。すなわち、六一年の日共八回大会の一月前に、春日庄次郎は離党声明を発表し、山田六左衛門、内藤周ら六人がこれに続いて声明を出したのであった。これらの声明は綱領草案と党内官僚主義の二点を外在的に批判しているにすぎず、彼らが自由主義的反対派でしかないことを示しているのである。

2

離党した連中は、日共八回大会の直後に『新しい路線』を創刊し、『社会主義への日本の道』についての要綱(案)を発表するとともに、「新しい路線を求めるすべての要素を結集し、先進部隊を組織すること」を訴えた。そして六一年一〇月に、社会主義革新運動(社革新)が創立されたのであった(春日議長、山田副議長、内藤事務局長)。

この過程は、過去の棚上げし、目新しい綱領の下に集まれば党ができるという度しがたい日和見主義を表している。そして、創立総会がすぐ分裂の開始となった。

提案された趣意書原案は、「この新しい組織の基本的性格は、労働者階級を基盤とし、マルクス・レーニン主義の原理にしたがい、それを日本の土壌のうえに創造的に発展させようとする、実践的な組織体であり、それ自体、わが国における単一の大衆的前衛党の結集をめざす、過渡的な組織であります」と規定していた。

これに対して春日は、離党声明で、「分裂は非生産的であり、不毛です」、「私はいま日本共産党にかわるべき新しい前衛党を結集

すべきだという観念にたっているわけではありません」と述べており、その真意は、構改路線に基づく超党派的な「協会」の形成ということであった。つまり、内藤らの社革新は路線的にはあいまいであったが党的組織を指している、ということに対立したのである。

六二年二月の第三回全国委で対立は決定的となり、春日、山田、安東らは分裂して、五月に統一社会主義同盟(統社同)を結成した。結成宣言は、「科学的な社会主義にもとづき、積極的中立、反独占民主主義革新と構改的改革をつうじて社会主義への移行をたかいたる数百万の大衆的前衛党ないし前衛諸部隊をつくり出すこと」を任務に定めている。

この分裂で三分の一の会員が離れたという社革新は、六二年五月の第二回全国総会で、「趣意書の解党主義的な解釈をしりぞけ、名前や形態のいかんを問わず、本質的にわれわれの組織がそれ自体党であることを明確にしなければならぬ」と定め、六三年九月の第三回全国総会では結党運動の方針を決定した。

だが、依然として、党組織観における日和見主義は温存され、基準を薄めて連合するという構改派型党建設に依拠していたのであった。社革新は、六四年に日共から分裂した日本のこえ(こえ派)にすぐさま色目をつかいた。①日共との組織的断絶②モスクワ宣言・声明の支持を基準として「新しい党」を提唱し始めるのである。

他方、統社同は六五年ころから党派的骨格が形成されるのであるが、春日らはこの過程で分裂して社会主義統一有志会をつくり、社革新とこえ派の合同作業に加わる。

社革新とこえ派は、六五年末から話し合いを始め合意が成立し、六六年三月に統一有志会も含めて組織統一準備委員会を発足させた。そして、一一月の(前期)結党大会にこぎつけたのであったが、それは社革新、こえ派双方の分裂を伴ったのである。社革新では、ソ共追隨のこえ派との合流に反対する都委員会の若手多数派などが分裂して社会主義労働者同盟(社労同)を結成し、こえ派では志賀らが、名称問題と日ソ両党接近とを理由に結党大会の中止を言い出したのであった。このような事態は、日共八回大会を認めない者と認める者との野合であるからして当然のことである。

結局、六七年二月の共産主義労働者党(後期)結党大会には、こえ派からはいだももら八名が参加したにすぎない。議長が内藤で書記長がいだであった。

これらの構改諸派は、六七年一〇・八羽田闘争以降、おしなべて革命的左翼に接近してきた。項を改めよう。

新たな段階に入った外登法反対闘争

押捺拒否から携帯拒否への前進

昨年八五年度の外国人登録証切り換え者の総数は三六万四〇〇〇人、うち指紋押捺拒否者・保留者を合わせて累積数は一万一〇一九人(三%)に達すると発表された。

昨年末、韓国居留民団が指紋押捺留保運動の終結を発表してからも、拒否者は出ており、外国人登録法の改正を求める動きは新たな段階へと向かっている。

昨年二月に行われた「反外登法二月集 中行動」では在日外国人七〇名と支援者ら三〇〇名が集まり、外国人登録証の携帯拒否運動の宣言が行われた。外登法では指紋押捺、外登証の不提示は一年以下の懲役刑か、二〇万円以下の罰金、外登証の不携帯でも二〇万円以下の罰金に処することが明記されている。

「外国人を警察の治安管理下におくもの」と拒否者の運動は携帯拒否運動へと一步をふみだした。

法務省は法違反者が出ては国家の名譽にかかわるとばかりに、その弾圧の矛先を弱者に集中させようとしている。永住許可を得ていない押捺拒否の在日外国人に対して滞在更新を認めない方針を打ち出したのだ。

仙台のベルギー人のグドネルさんに対して法務省は押捺拒否を理由に在留更新を認めないという、どう喝をかけてきた。これは外登法違反を根拠に入管法の強制退去をあてはめようという弾圧である。さらにグドネルさんが「組織的拒否行為を助長」したなどとして、運動自身を弾圧することを意図するものだ。

岡山地裁で行われていた姜博さんの裁判でも罰金一百万円の有罪判決が下された。拒否者は逮捕の危険にさらされている。

法務省の五・一四通達に「反抗」し押捺拒否者に登録証を交付していた川崎市も、来年から通達通りに三カ月間の説得期間をもうけることを決定した。その川崎市で、県警の捜査紹介要求に対して、6名の押捺拒否者の資料を提供していたことが判明した。他の自治体でも警察の捜査要求に応じている所がある。資料の内容は、拒否年月日、登録原票の指紋事項欄など、二〇数項目にもわたっている。

強まる「同化」・帰化攻撃

日「韓」両政府による在日朝鮮人への同化帰化政策が進められようとしている。

昨年一二月に開かれた「韓」日実務者レベル協議会では、「韓」国政府から在日三世(一九七一年以降に生まれた者の子供)に関して次のような要求が出された。

①協定を結び永住権を与える②強制退去条項を撤回する③社会保障制度を適用する④帰化手続きの改善について。

現在、在日朝鮮人の在留権は日本政府の断政策により次のように分けられている。

◎法律第一二六号(五二年四月設定)は戦前より日本に居住し引き続き日本に在留する者とその子弟に対して在留資格を有することなく、日本に在留することが認められたもの、彼らは日帝侵略戦争の「生き証人」である。

◎特定在留は、一二六号の子供(五二年四月二十九日以後日本で生まれた者)を対象にしたもので、在留期間は三年とされている。

◎特別在留は特定在留者の子供らを対象にしたもので三年ごとの更新手続きが必要。

◎協定永住権は六五年韓日協定の地位協定の「韓国籍」を条件に永住許可が許可されたもの(六六年一月より七〇年一二月末日までに申請した者に付与)。

◎特定永住権は八一年の「出入国管理及び難民認定法」の改正に基づき永住許可を認めため、法律一二六号とその子弟で八二年一月から八六年一二月末日までに申請したものに付与される。

◎一般永住権は「出入国管理令」に基づき永住申請者に付与されたもの。

協定永住・特例永住(一般永住)共に三世以降の問題については取り決めがなされていない、協定永住の場合は九一年までに協議するとされていた。

日本政府の狙いは「在日朝鮮人が外国人として日本に在留することは根本的に疑問がある。日本人になることがその実体と将来の動向に適合するものである」(法務省出入国管理局・坂中論文)という基本的認識からあきらかだ。

法律一二六号の消滅、在日朝鮮人の民族性を抹殺、在日朝鮮人間の分断をはかり二・三世に帰化を前提とした在留権の「安定」を画策することである。これが今日、日「韓」両

△10頁からつづく▽

立の先鋭化を意味しており、プロレタリアートの武装をおろそかにしては天皇前面化攻撃と闘いえないということである。

第三に、四・二九式典は天皇前面化の新たな出発点を画するものとならざるをえないことである。

中曾根内閣は、未曾有の厳戒体制をもって四・二九式典を成功させようとしており、それはとりもなおさず警察的支配のさらなる強化の突破口となるであろうし、民間反革命の一層の暴力化を促進するであろう。これらは、天皇の前面化を相乗的に強めざるをえない。

他方、この四・二九式典を踏まえて、皇太子の訪「韓」・訪中、天皇の訪沖が画策されている。天皇(一族)がかつての植民地、侵略地、併合地を訪問することの意味は重大である。まさしく過去と現在の抑圧、侵略、

政府一体となって進められている。

法務省は、今年、二月より「三世問題についての実態調査・アンケート調査」を開始している。在日の団体からの批判が続く中で、一九九一年、在日朝鮮人の法的地位協定の見直し時に向け在日朝鮮人の思想動向を把握し、日本への同化政策の強化がその狙いである。

外登法反対闘争の持続的發展を

五二年四月二八日、サンフランシスコ条約発効にともない、外国人登録法が施行された。これは四六年四月にGHQが「日本における非日本人の入国及び登録に関する覚書」を下敷きに公布された「外国人登録令」を基礎にしている。

日本政府は在日朝鮮人に対して登録の義務を強要し、違反者には刑罰・強制退去も適用するとしていた。五一年出入国管理令の制定によって在日朝鮮人の治安管理体制は確立したといえる。

外登法の目的は在日朝鮮人の「公正な管理に資すること」にある。外登証の常時携帯呈示、指紋押捺の義務、子細な手続き違反さえ、警察の犯罪捜査に利用できるといえるのが特徴である。

六五年日「韓」常条約協定時における在日朝鮮人分断策動(「韓国籍」の強要)六九年から毎年のように出されていた出入国管理令の改悪策動、八一年出入国管理令の一部改正による在留権の「安定化」に続き三世問題を契機にした新たな帰化同化政策が強まろうとしている。

一方指紋押捺拒否から外登証の反携帯運動へと反外登法の運動は新しい段階にはいつている。在日朝鮮人を抑圧管理する入管法・外登法に反対し、在日朝鮮人の闘いに支援を!

併合の正当化に他ならず、元首的機能の拡大の一つの画期となる。そのためにも、「天皇在位六〇年」式典はブルジョアジーにとって成功させばならないのだ。日本あるいは「本土」プロレタリアートの特権的地位に基づく大ヤマト民族主義と闘い、南朝鮮人民、中国人民、沖縄人民の反対闘争にこたえなければならぬ。

目的にかかわらずすべての闘争手段をもちいて、四・二九式典に反対せよ!

日本資本主義の混迷と再編 (2)

独占資本—経済四団体の主張

(2)

一九八六年一月、日本資本家団体の代表的四団体である経済団体連合会、日本経営者連盟、日本商工会議所、経済同友会のそれぞれが会長、会頭、代表幹事が一堂に会し、恒例の年頭のあいさつを行った。

経済連からは、稲山会長、同じく日経連は大槻会長、日商は五島会頭、同友会は石原代表幹事が出席した。

日本総資本を代表する彼らの意見上の相違は、行財政改革と日米貿易摩擦を中心とした現在の最も焦眉の課題である財政、金融等の経済政策に対する違いとなつて表面化した。その相違の第一は、大型間接税の導入による増収増大を図るのか、既存税制及び補助金見直しによつしそれを行うのか。第二は、内需拡大を求めると、歳出削減を求めるとのかという点に要約される。

彼らは、財政改革を行うという点では意見が一致している。財政赤字を巨額なままに放置することはできず、早急に解消する必要があるというのである。

おおよそ、国であろうと個人であろうと、赤字を無くそうとすれば、支出を減らすか収入を増やすか、少なくともどちらかが実行されねばならない。まして、現在赤字であり、なおかつ巨額の借金を抱えていれば、なおさらより多くの収入を求め、収入の増加が見込めねば、より少ない支出とならざるをえない。しかし、個別の利害や条件から、収入の増加額をどれほどにするのか、支出の削減幅をどれだけにするのか、意見の違いが現れてくる。財政再建は崩せない前提ではあるが、その対処については、それぞれの立場から述べられるために、大型間接税導入や民間活力の導入については、賛成及び反対となつたのである。

(3)

まず、第一の相違である大型間接税導入について。

石原・同友会代表幹事及び稲山・経団連会長は、これに賛成の意見を述べ、五島・日商会頭、大槻・日経連会長は、それぞれこれに反対した。興味を引くのは、財政再建では二人三脚とまで言われる稲山と大槻が、この件について意見の対立があり、対米自主規制問題や民活で激しくやり合う稲山と石原が、間接税導入に共に賛成している点である。

大槻が大型間接税に反対する理由は、日本独占資本の労務対策部としての日経連の地位と深く関係している。近年、春闘におけるプ

ルジョアジの連勝により、賃金が低く抑え込まれており、すべての大衆に対し一度にされる(しかし、下層にほど重い)収奪が、大衆の反抗を招く危険を犯すと感じているのである。だから、「行革による財政再建路線」を主張するのである。

内容は、①マル優見直しと②地方行革による増収増と支出減とをその骨子としている。マル優見直しは、現状では証券や中期国債などを組み合わせ、マル優枠をはるかに超えて運用されており、これを一気に見直し、増収の増加を図るには銀行資本及び郵政省の反対が大きすぎ、「草の根保守」の原動力となつている中間層の離反を招く可能性が大きい。ため、緩やかな改革とならざるをえない。

他方、地方行革には、既存の圧力団体への補助金のカットが含まれるが、それぞれの団体の力関係に依り行われることとなる。しかし、地方行革には、まだ他の面がある。「現業」の下請化であり、福祉行政の圧縮などである。このようにして、「小さな政府」を地方にも強要し、行政を大衆管理機能に純化させ、政府の統制をより強めようとするのである。この過程で、国鉄と同じく「余剰人員」が生み出され、「人員整理」が続くのである。マル優見直しによる税の増収が見込めず、補助金の支出削減が小さければ、それだけ一層現業部門の下請化や福祉行政の圧縮が厳しいものとなるのである。財政再建の不利益を大衆の特定の部分に、下層に集中させようとするのである。日本独占資本の労務対策部の面目躍如である。

次に、石原と稲山が大型間接税に賛成しているが、微妙な食い違いがある。簡単に言えば、石原は、大型間接税による大衆課税で財政再建を行い、「民間活力の導入」によって内需拡大を行うのである。他方、稲山は、財政再建を行うには大型間接税のみでは不足と考え、政府の歳出削減も含めねばならず、民活にまわす余分な資金はないとするのである。財政再建についての両者の立場の違いが表現されているのである。

稲山は、財政再建を第一に押し出している。今後行政改革の目付役の地位に居続けようとしているのである。つまり、大型間接税導入もやり、行革による歳出削減もやるというのが本音なのである。かつて掲げていた「増税なき財政再建」では間に合わないと思つたのである(大槻は、増税を言えば、官僚が自己の縄張を荒らされる心配のある行革を手抜きし、増税のみに力を注ぐのではないかと考えている)。石原も、財政再建を行うことに同意している。しかし、緊縮財政を長期

にわたって続けるのみであれば、産業資本にとって資本蓄積の危機となると考えているのである。

(4)

それでは、第二の相違へ移ろう。この相違は、これまでに述べた民活をめぐる問題でもある。石原、五島、大槻は、内需拡大を望み、民活を求めている。これに対し稲山は、「我慢の哲学」を一貫して主張し、歳出削減による財政再建を求めている。

民活について簡単に述べればこうである。独占資本は、その資本蓄積の危機を国家の財政支出政策による需要創出によって肩代わりさせてきたが、一方で国家財政危機と、他方での貨幣資本の巨額の蓄積の結果なされた、独占資本の手持ち貨幣資本への出動要請のことなのである。ただし、現状のままでは個別資本が利潤実現のない資本投資を行わないため、総資本の観点から、国家資本も一部参加し、事業計画を進めようとしているのである。

内需型産業の東急グループを代表し、また、中小企業が集まる日本商工会議所の会頭でもある五島は、民活を推進しようとしている。同じように、石原も民活を要求している。国内需要よりも輸出が多い自動車産業を代表している石原が、民活を主張するのはおかしいと思えるかもしれないが、石原は、輸入の完全自由化をも要求している。

日米経済摩擦をはじめ、世界市場で行われる資本の闘争が、世界的規模において産業別再編を一層推し進めようとするとき、資本が国境を越えて自由に移動することを望み、帝國主義的に行動しようとする。欧米自動車資本が、日本を戦場とする争闘戦をしかけるほど強力でない現在、日本自動車資本は、欧米市場で締め出されることがないよう、輸出を増大できる可能性を残すように、国政レベルでの拡大均衡を求め、そして、そのためには日本の輸入規制を撤廃し、輸入拡大努力を図る必要がある。需要を拡大する必要がある。だから、民活を求めようのである。

国際的規模で、自動車独占資本間の闘争が、ますます激しさを増している。欧米を主戦場とする争闘戦の第二幕が始まっており、争闘戦に勝つための資本の国際移動と「合理化」は、下請整理、倒産、労働強化そして失業を必ず生み出す、と付け加えて言っておこう。

これに対し、鉄鋼産業を代表する稲山は、生産を減少させ、輸入を増大させることによ

フランス総選挙が示したもの

三月一六日、今回から導入された比例代表制のもとで仏総選挙(国民議会選挙)が実施された。

開票結果は、保守連合(共和国連合A R P R V)と仏民主連合A U D F V)が合わせて二七七の議席(得票率は四〇・九%)、国民戦線(F N)が三三三(九・七%)、社会党(P S)が二二五(三・二%)、共産党(P C F)が三五(九・八%)となり、第五共和制のもので「コアピタシオン」(保革共存)が誕生した。

この結果が「社会党は三〇%以上の得票率を獲得した。それは八一年の勝利の延長である。」「ジョスパン第一書記」が否かは、さておくとしても、選挙結果を概括的に見る限りでは、次の四点が今回の総選挙の特徴として指摘されねばならない。

その第一は保守のころうじての過半数議席獲得であり、第二は社会党が三割台の得票を得て第一党を維持したこと、第三は極右の国民戦線(F N)の進出であり、第四には共産党の著しい凋落が挙げられねばならない。

共産党の大幅な後退

共産党の得票率は、解放直後の一九四六年には二八・六%であったものが、七〇年代末には、かろうじて二〇%台を維持するようになり、八一年での一六%を皮切りに八四年の欧州議会選挙では、国民戦線の進出とは対比的に一一%にまで落ち込み、今回の九・八%という一九二〇年代以来の一ケタにまで低落してきた。

総選挙の結果を受けて開催されたフランス共産党中央委員会総会(三月二四・二五日)で、マルシェ共産党書記長は「数百万国民は、だまされたことをにがにがしく思っている」とコメント、その他「敗北は比例代表制という新制度のせい」とも語っている。しかしながら、この中央委員会では知識人・文化人党员を中心に、現行路線の抜本的な修正を前提とした臨時大会開催を求めるマルシェ批判が登場(三地区からは開催要求決議が知識人党员一〇人の連名で「ル・モンド」紙に意見広告が出された)し、一四二人の中央委員の中で少数派にとどまるとはいえ、昨年二月の二五回大会での親ソ路線の継続と社会党との明確な決別の決定に対する「こうした硬直した姿勢こそが党勢後退の原因」とする、党内改革派の批判がくすぶりはじめている。

こうした動きが、昨年の一二月一十九日からの第一七回大会の直前に東大大学院生支部によって提出された「(宮本)議長勇退勧告決議案」の内容と酷似しているのは、決して偶然ではない。同案は、「党のかたくなな態度が人民の側の戦線分裂をもたらしている」とし、七〇年代に提唱した民主連合政府が実現しなかったことの原因として①党執行部の運動方針の誤り、②孤立化、を挙げていた。

《「政権参加プラス孤立」弱体化」というマルシェ症候群》があるいは宮本症候群が公然と批判され、他の帝国主義的野党に対して「もっと柔軟な態度をとること」が、したがって帝国主義そのものに対しても柔軟な態度をとることが、こ

こでは要求されている。社会主義ではないものを、単なる資本主義の修正でしかないものを社会主義と言いきるめようとしてきたユーロ・コミュニズムの末路は、所詮、こんなものでしかない。プロレタリアートの独裁を人間主義に置き換え、プロレタリアートの国際主義を自国民の利害に置き換えてきた「コミュニズム」は、どの程度にまで帝国主義の社会的支柱たりうるかを競うことでしょうか、自らを実現することができないのである。

このような社会愛国主義「社会排外主義」が、移民労働者(約四〇〇万人)の存在を高失業率と犯罪多発の原因とし、その追放を選挙スローガンに掲げ、フランス南部やパリ郊外で票を伸ばした極右・排外主義勢力の伸長に対抗しえないのは当然と言わねばならない。プロレタリアートの階級的利害ではなく、自国民の民族的利害を一切の政策の根拠とする限り、帝国主義的侵略と植民地支配の結果として存在する移民労働者に対する態度は、ただ程度の問題にしか過ぎなくなるからである。

社会主義政権の本質

フランス共産党とはちがって「伝統的なソ連共産党との関係」からも「教条」からも自由であったユーロ・ソシアリズムの雄、フランス社会党は、いっそう自由に、あからさまに社会愛国主義者たることを証明してきた。

「保革共存」内閣を機動的に運営するために「少数・実務型均衡内閣」を成立させた共和党総裁シラクは、三月二六日の定例閣議で「緊急政策プログラム」を発表した。それは①国営企業民営化を含む経済再建(失業対策、社会保障費の企業負担軽減、価格統制の廃止)②小選挙区制の復活③テロ防止などの治安維持であり、このうち特に緊急を要するものについては国会の承認を必要としない政令(オールドナンス)での実施を目指すとしている。これに対し、ミッテランは「社会進歩につながるものにかぎり署名する」としているのだが、ミッテランのいう「社会進歩」がどのようなものであったかは、すでに事実が示してきた。

人民戦線政府(三六・三七年、共産党は閣外協力)に続く連合政権(四四・四七年)においては、共産党閣僚の閣外追放を行い、インドシナ・アルジェリアなどの民族解放闘争に敵対、ド・ゴール支持を打ち出し、このために第四共和制末期からド・ゴール体制にかけて脱党者と離党者が相次ぎ、大戦直後三〇万人を超えていた党员が、六〇年代末には約七万人に激減してしまったという暗い過去をもつフランス社会党は、六八年の「五月革命」——史上空前の一〇〇〇万人の大ストライキ闘争——、六九年の大統領選における惨敗(得票率は五%)を経て七一年に「再建統一大会」を開催した。

この大会では、ミッテランを党首(第一書記)に選出し、①「資本主義との決別路線」、②中道排除の左翼連合戦略、③自主管理的社会主義からなる新路線が確認された。

その後、七四年九月の地方選挙において議席・得票数ともに初めて共産党を追い抜いた同党は、

「社会プロジェクト」、「自主管理にかんする二五のテーゼ」などを明らかにし、八〇年の臨時党大会では、綱領的文書である「プロジェクト・ソシアリス」を採択し、「社会民主主義はもはやヨーロッパで未来を持たない」(M・ロカール)右派の理論家)とまで公言するに至ったのである。

かくして八一年五月、「社共政府協定」を取り付けたミッテラン政権は、ジスカールデスタン前政権のもとで重大化した失業やインフレからの脱却を掲げて登場した。

八一年一〇月の国有化法可決(三三三対一五四の大差)をもって開始された「ミッテランの実験」は、トムソン(家電)、CGE(重電)など五企業をはじめ、パリバなど二金融(持ち株)会社および三六銀行を一斉に国有化し、鉄鋼、兵器・航空機会社に対する国の持ち株比率も引き上げた。その結果、製造業では国有企業の売上比率がそれまでの一八%から三三%に、銀行部門では預金残高で見ても国有銀行が六三%から九〇%に達した。

しかし、私的所有の廃絶を基礎としない国有化企業の経営と投資の論理が私企業の時代とまったくかわることなく、多国籍企業との強い結合のもとで、「公共利益」とは関係なく利潤追求の経営が続けられてきたことは言うまでもない。

なんとすれば、「生産手段の私所有が維持されている」とでは、生産のいっそうの独占化といっそうの国有化のためのこれらのすべての方策は、不可避に、勤労大衆の搾取の強化、圧政の強化、搾取者にたいする反抗の困難の増大、反動と軍事的専制の強化をともしない、それとともに不可避的に、他のすべての住民層を犠牲として大資本家の利潤を信じられないほど増大させ、幾十億の公債利子の支払いという資本家への貢物によって、幾十年にわたって勤労大衆を債務奴隷化する。〔現在の情勢についての決議〕からである。

ミッテランとフランス社会党がどのような夢を見ようとも、彼らの現実の行動は、彼らの掲げて立つ経済的基礎によって規定されざるを得ない。その基本は米帝国主義政府をして「ドゴール大統領以上にドゴール的だ」と言わしめたフランスの国益追求であり、ドゴール時代のフランス大國主義そのものの行動に他ならなかった。

それは、レバノンへのフランス軍派遣、チャド内戦への介入、NATOへの米新型核ミサイルの配備の支持、ムルロワでの核実験となつて現れ、仏海外領土のニューカレドニアにおける独立派の直接行動の活性化に対しては、フランスとの「連合独立」のための住民投票(八七年)を強制するまでに至るのである。

さらに八三年四月の閣議で「国防五か年計画」(八三〇〇億フラン)を決定したミッテランは、八六年予算では初の原子力空母の建造や核ミサイルの増強を掲げ、また、イ・イ戦争への武器供給は開戦以来の調達額二〇〇億ドルの半分以上をソ連とともに占めるという事実上の「戦争管理」国家、「死の商人」国家への道をひた走ってきたのである。

国有化とともに開始されたミッテラン政権の景

気拡政策が二ケタインフレ(年率一四%)、一十億フラン近くに達する貿易赤字、三度にわたるフランの引き下げ、巷には「ヌーボー・ポープル」(新貧民)があふれるという失業者の増大に帰結したとき、賃金と物価の四か月凍結、大産業再編、「合理化」計画(一四の転換軸)という国内に向けての帝国主義的政策はまた、必然的であった。

ファビウス内閣が掲げた経済政策全般における緊縮、規制解除(デレギュレーション)、工業製品価格の一部統制解除、外国資本の積極的誘致、為替管理の緩和、兵器輸出の強化、は、総じて保守連合の「近代化、規制緩和、自由化政策」に限りなく接近したものであり、ここにこそ今回の「コアピタシオン」が成立する根拠が存在するのである。

価格設定の自由化は、独占価格の形成、物価値上げ、インフレを解放し、信用と為替の自由化は、不生産的な投機を助長し、生産的投資を停滞させる。独占化の進行は、大型倒産を含む倒産・破産の増加、中小企業の市場からの排除をもたらす、非国有化などの規制緩和は、生産の無政府性を解放し、過剰生産、工場閉鎖、人員整理となって資本主義らしい資本主義を、修正されていない資本主義を「復活」させることになるだろう。いずれにしてもプロレタリアートの労働条件・生活条件の悪化は避けようがない。

実際、ユーロ・ソシアリズムはたいした「社会進歩」を成し遂げたのである。「自主管理的社会主義」は、反動的に官僚的統制の別の呼び名に過ぎなかったし、それはまた、フランスやアメリカのような民主主義共和国をもふくめて、帝国主義国家が心得ている唯一の手段である。

それは、それほど労働者の「参加」があろうとも、否、そうであればあるほど、より徹底した国家統制たることを免れない。

およそ社会主義でないものを社会主義と強弁することに悲劇は、ここでもまた繰り返されたのである。ただフランスだけをとってみても、人民戦線以降の「社会主義」の歴史は、絶えず右翼的・排外主義的勢力を一方の随伴者としたきた。プロレタリアートの独裁をめざす階級闘争の前進ではなく、階級間の協調と連合を説くかぎり、そのことは不可避である。プロレタリアートの歴史的任務をあい昧にし、真に打倒すべき敵をあい昧にし、国民的・国家的利害の基礎の上に立つ「社会主義」には、「右も左もない」からである。

「われわれが『労働者統制』と言ったときは、このスローガンをいつでもプロレタリアートの独裁のスローガンとならべて、いつでもそのあとにつづけてかかげるのであって、そのことによつてわれわれは、ここで問題になっているのがどういう国家であるかを明らかにしているのである。」「ボルシェヴィキは国家権力を維持できるか」「ユーロ・ソシアリズムの担い手達は、まさに彼らが代表する国家がどういう国家であるかを立派に示したのである。」

△4頁からつづく▽

るのみで、具体的な対策は何ら示されていない。政府が、債務のうち一六・四兆円分については「国が責任を持つ」と表明していることから、この負担が労働者大衆に押し付けられることは明らかだ。

資産の処分と副業への進出の問題は、「国鉄改革法案」「清算事業団法案」「旅客・貨物会社法案」で述べられている。これは、国鉄用地を独占資本へただ同然で売り渡すか、新会社が時価で売ってぼろもうけし(不動産業もできるから)、また、新会社が新たな事業に乗り出し利益を得ようというものである。そして、「国鉄改革法等施行法案」は、不採算部門のローカル線を切り捨てるというものであり、「新幹線保有機構法案」は、独占資本がもうけるために整備新幹線の建設を促進させるというものであり、前述した「新たな事業」等とともに、スクラップ・アンド・ビルドの貫徹なのである。

社会党・国労の屈服に抗し 分割・民営化反対の昂揚を

入閣主義に貫かれた公明党、社会党の態度は、どのようなものであろうか。

公明党は、三月二〇日、「国鉄改革についての提言」を発表した。これは、政府の分割・民営化は強引であるとし、「手順を踏んで国鉄の改革を実施することが大切」というもので、大量の首切りを容認するのをはじめとして、本質的には前述した政府案と何ら変わらないものである。

社会党の「国鉄改革法案要綱」は、分割には反対だが、民営化を容認するというものである。これは、「分割・民営化反対」を掲げ

△7頁からつづく▽

って財政再建と摩擦解消を主張している。世界的な鉄鋼需要の低迷の下で、世界最大の鉄鋼生産国である日本鉄鋼資本は、輸出の増大にかなり悲観的である。「高度成長」下でなされた巨大な設備投資によって、現在、遊休設備が重くのしかかっており、過剰資本状態が慢性化している。このため日本鉄鋼資本は、カルテルを形成し、生産数量の削減をも行い、独占価格が値崩れしないよう注意をはらっている。この結果、高利潤を上げている。さらに、対米自主規制に見られるように、対外輸出についても当該国への輸出シェアに注意をはらい、輸出規制による不利益を受けないよう、また、輸出量の増大による国際鉄鋼価格の値崩れを誘発しないよう鉄鋼カルテルの利益を最大限発揮しようとしているのである。

しかし、このような状況が長期にわたり進行すれば、国際競争力を低下させるため、現在の生産能力を増大させないよう旧設備廃棄と、「合理化」設備投資を並行して行っているのである。これが続くかぎり、「余剰人員」と「人員整理」が繰り返されるのである。

できたことへの裏切りであり、分割・民営化に反対する闘いに混乱をもちこみ、矛先を鈍らせる役割を果たすものである。そして、これもまた、労働者の大量の首切りの容認であり、分割・民営化攻撃に実質的に屈服しているのだ。

三月一八日に行われた、国労拡大中央委員会は、この社会党案を採択した。本部は社会党案を「国会内での対決法案として支持する」としたのだが、これは、議会内での駆け引きに闘いのゲタを一切あずけることであり、闘いを放棄することに他ならない。国労は、分割・民営化攻撃に、完全に屈服してしまったのである。

分割・民営化は、ブルジョアジーの利益を守るものでしかなく、労働者に賃金奴隷の地位を強要するものである。

先進的労働者は、この分割・民営化の本質を暴露し、帝国主義的労働運動の尖兵に成り下がった動労、闘争を放棄した国労といったブルジョアジーに迎合し屈服した輩と断固たる闘争を行い、戦闘的に闘う動労千葉を支援しなければならぬ。

動労千葉の戦闘的な闘いを防衛せよ！分割・民営化攻撃を粉砕せよ！

闘う労働者の政治新聞
マルクス・レーニン主義通信
 毎月10日発行・1部200円
 年間定期購読料3200円(郵送料共)

だが、カルテルを形成していない他の産業部門で、また、国際独占資本と対抗してはいるが、国際競争力が弱い産業部門で同様の生産減少、輸入増大を行うなら、日本国内の競争力を弱め、海外への直接資本輸出を促し、海外に生産拠点を持つなど、「産業の空洞化」が始まり、第二の米国とならないともかぎらない。

以上述べたように、経済四団体の頭目たちのこの「小さな」違いは、彼らの依って立つ経済的利害の違いによって、その焦眉の課題への対応の違いであった。それでは、日本資本主義の現代の代表的産業である鉄鋼産業と自動車産業とを取り上げ、彼らの経済的利害を位置づけてみよう。

—つづく—

「天皇在位60年」式典を許すな

ハ1頁からつづく

天皇之ヲ統治ス」(第一条)、「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」(第三条)、「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ総攬」(第四条)すと定めた。

議会議開のタイムリミットをおかれた一八八一年から九〇年は、天皇専制国家を完成させた時期と言える。皇室財産の設定、華族制度の改定、内閣制度の創設、軍制改革と「軍人勅諭」、散兵警察制、地方制度の改革、教育制度改革と「教育勅諭」、等々。

このような基盤の上で天皇主義イデオロギーが確立されたのであって、その逆ではない。天皇主義イデオロギーの教典とも言うべき「教育勅諭」を見ておこう。

それは冒頭で、「朕惟フニ、我カ皇祖皇宗、國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ、我カ臣民克ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我カ國体ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」と述べ、「一日緩急アレハ、義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と「臣民」に命じている。家長制的道徳である孝を国家にまで拡大し、天皇を親、国民を赤子とするいわゆる家族国家観にその特徴がある。それを支えるものとして、神秘的・非合理主義的な「皇国史観」「国家神道」などが動員された。

このような天皇主義イデオロギーは、国家が市民社会の上に立つという外観が生み出すイデオロギーの一つであるが、一定の独自性をもつ天皇専制国家権力が生み出したがゆえに、経済的諸関係とのつながりおよび国家とそれが生み出すイデオロギーとの関係が隠蔽され、天皇専制の暴力的・強権的・帝國主義的性格を正当化することにおいて、比類なく強烈であった。しかしながら、例えば「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコト」の弾圧を定めた治安維持法は、天皇専制が暴力装置の上に成り立ち、そのことに基き、天皇主義によるイデオロギー的支配も可能だったことを教えている。

敗戦による天皇専制の崩壊にもかかわらず、国家の存在を根本的前提とし、天皇(制度)が存続することによって、天皇主義イデオロギーの物質的基盤は消失してはいない。変容したとはいえ、国家を超越的なもの、調停機関と考える基盤は依然として存在しており、か、戦前のような形で再生する可能性は残っているということである。

憲法に基づく天皇(制度)のイデオロギー的機能は、非政治的なものではない。五〇年代にはいわゆる「戦後民主主義」の「象徴」として「大衆化」が進められ、六〇年代には「民主主義の弊害」などとあわさって天皇と結び付いた「愛国心」が叫ばれ(例

えば「期待される人間像」)、七〇年代では時の内閣が天皇の性格において明治憲法と現行憲法は継続しているとまで口にするようになった。一方、「日本の伝統」「日本の文化」などとして、非政治的装いをこらした「皇国史観」の宣伝が高まってきた。

このようなイデオロギー的攻撃を粉砕する闘いは、「戦後民主主義」にひたつきつた護憲の立場などによっては構築しえないことは明らかであろう。

また、「国家」幻想共同体論に依拠して天皇制の本質を求め、「内なる天皇制の克服」等と個人主義的な「主体形成」論を主張するのは、天皇主義イデオロギーに囚われたものでしかない。

イデオロギー的機能をもつ日帝ブルジョア国家の粉砕こそが問われているのである。

4・29式典に反対せよ

民間の「天皇陛下御在位六十年奉祝委員会」の代表委員たる加瀬俊一(元国連大使)は、「奉祝行事をはじめにあたりまして、我々は改めて万古天皇を仰ぐ世界無比の日本の国体について、活発に意欲的で積極的な一大国民啓蒙運動を展開」(「祖国と青年」八六年一月)すると述べている。このような反動勢力の増長にもかかわらず、天皇(制度)が戦前と同じような性格をもつことあるいはファシズムと結び付くことをまったく否定する傾向がある。これは自らの手を縛ることに他ならない。この傾向の体現者たちは「ブルジョアジー」「プロレタリアート」を抽象化

・親念化した経済主義的階級闘争観のとりこなのである。だが、統治形態とは諸階級・諸勢力の闘争に規定されるものであり、現実に天皇主義反動勢力が増長している時、天皇(制度)がファシズムと結び付く等の危険性を否定することができようか。

他方、逆に、今日の天皇前面化あるいは中曾根政権そのものを「ボナパルティズム」や「ファシズム」闘争断定することも、煽動の幅を狭めることにならう。実際、このような主張の多くは、理論的には兩大戦間におけるドイツの政治過程をトロツキー的に解釈した「統治形態発展法則」とも言うべきものにあてはめという形而上学であり、実践的には「反ファシズム統一戦線」や「反中曾根統一戦線」という人民戦線派との協調となっていない。

四・二九式典に反対するにあたって第一に確認しなければならないのは、プロレタリアートは自らの解放のためには、ブルジョア国家従ってその「象徴」(それが天皇であれ、国旗であれ、国歌であれ)を粉砕しなければならないということである。

天皇が「国の象徴」「国民統合の象徴」で

あるということは、プロレタリアートにとつては、ブルジョアジーへの政治的隷属と民族的分断の「象徴」ということに他ならない。それに伴って、種々の政治的・社会的差別の「象徴」でもある(憲法で定められた天皇は明らかに政治的身分であるし、皇室典範の定める「皇位」は家長制に依拠していることはそれを如実に示している)。このことはまた、護憲にしがみついて天皇(制度)を側面援助する社会愛国主義者たちとの闘争が不可欠であることを明らかにしている。

「天皇在位六〇年」式典は、プロレタリアートの屈辱のセレモニーである。階級支配と階級そのものの廃絶のためのプロレタリアートの当面の目標であるプロレタリア独裁・プロレタリア共和制の樹立に基づいて、天皇制度の廃止、皇室財産の没収の要求を鮮明にしなければならぬ。

第二は、国家権力(官僚的警察的軍事的支配)の肥大化に照応してその「象徴」の膨脹は必然であるが、そのことにとどまらず、天皇の前面化が支配の暴力的方法の拡大を表現していることである。

一九六〇年における自衛隊上級部隊指揮官の天皇拝 開始など天皇前面化がまず軍事の面から顕著になり、自衛隊教育が天皇主義イデオロギーを柱としていることは周知のことであるということが、天皇前面化の性格を明白にしている。また、七〇年代に入ってから天皇訪欧・訪米など外交面での元首的機能が強まった。

そして現在、日本の国家独占資本主義の破産、「資本輸出大国」「債権大国」への転化と再分割の激化などに規定されて、軍拡・軍事機構の強化、行政権力の肥大化、治安方体系の強化など各面で質的飛躍が進みつつある。いわゆる「戦後政治の総決算」である。中曾根は、日本の一層の帝國主義化、支配の全面的暴力化の推進、そのカモフラージュと正当化のために、先述した矛盾をはらみながら天皇を押し出しているのだ(「国家転覆」罪という治維法的脅迫を見よ)。

このような天皇キャンペーンは、天皇主義勢力の跳梁を促進している。先の「奉祝委員会」(構成は前号参照)に見られるような草の根 運動(この運動で独占資本家の比重が増したことは、支配の暴力的方法が優勢になってきていることを示すと言えよう)、これと軌を一にした右翼暴力団の暗躍(山谷の活動家の虐殺や卒業式への襲撃等。この連中は国家的暴力を補完しているのだ)などがそれである。

これらのことは、言うまでもなく、階級対

ハ6頁につづく